

～尼崎市水道労働組合との交渉状況～

水流

令和6年度第3号
令和7年2月20日

尼崎市公営企業局
企画管理課

－地域手当の支給割合の改定等について－

令和6年11月7日（木）、11月14日（木）に行った交渉において継続協議となった議題及び追加提案事項について、令和7年1月14日（火）午後4時30分から午後5時30分まで上下水道庁舎4階第3会議室において、また令和7年1月24日（金）午後6時10分から午後7時10分まで第2会議室において、それぞれ交渉を行った。

○ 今回の交渉の議題

（追加提案）

- ・ 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定について
- ・ 電気主任技術者の処遇改善の実施について
- ・ 限定特別昇給の実施について

（継続協議案件）

- ・ 地域手当の支給割合の改定について
- ・ 令和7年度 会計年度任用職員の報酬改定について

○ 組合への提案

- ・ 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定について（メモ）：別紙1
- ・ 電気主任技術者の処遇改善の実施について（メモ）：別紙2
- ・ 限定特別昇給の実施について（メモ）：別紙3

○ 妥結事項

地域手当の支給割合の改定他4件について：別紙4

○ 具体的な交渉内容（要旨）

1 追加提案事項について

当局からの追加提案項目についてのメモを説明し、協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>電気主任技術者の処遇改善の実施について</p> <p>多種の資格がある中で、なぜ今回電気主任技術者だけが処遇改善の対象となったのか。</p>	<p>電気主任技術者は補職発令の対象となる資格であり、資格取得には相当難易度が高い試験に合格する必要があること、また発電施設を維持していく上で必須の資格であるものの、資格所有者の高齢化が進んでいる。今回の処遇改善により取得者を増やしたい。</p>
<p>電気主任技術者は責任が重い。今回の処遇改善で新規の取得者が増えるとは思えない。新たな資格者の確保策というよりは、職責に対する手当という方がしっくりくる。</p>	<p>職責に対する手当の意味もある。職責を踏まえたものであり、ひいては新たな資格者の確保につなげたい。</p>
<p>改善内容として、補職が発令されている者に対し、期末及び勤勉手当に係る役職者加算の率に3%の上乗せとのことだが、3%とした理由はなにか。</p>	<p>建築主事の補職発令者に対し、すでに同様の加算措置が取られている。その率が3%の上乗せであるため、それに準じるもの。</p>
<p>役職者加算が3%上乗せされることにより、どの程度の影響額となるのか。</p>	<p>組合員の平均賞与額で試算すると、年間で約48,000円の増額となる。</p>
<p>現在、公営企業局において、電気主任技術者の補職が発令されている者は何名か。</p>	<p>局内に電気主任技術者の補職が必要な施設が13施設あり、11名に補職が発令されている。11名のうち2名は2つの施設の電気主任技術者を兼任している。</p>
<p>補職の発令の有無に関わらず、局内に電気主任技術者の資格取得者は、何人いるのか。</p>	<p>14名いるが、うち再任用2名、OB事務員2名といった状況であり、今後を考えると非常に厳しい状況である。</p>
<p>電気主任技術者の試験を受験するにあたって、支援策はどのようなものがあるのか。</p>	<p>受験費用に加え、公営企業局独自の取り組みとして、試験対策講座の受講費用についても支援している。</p>
<p>限定特別昇給の実施について</p> <p>マイナス評価を受ける職員には適用しないとあるが、局内で今年度マイナス評価を受けた者は何人いるのか。</p>	<p>今年度の人事評価において、局内にマイナス評価を受けた者はいない。</p>

<p>実施時期が10月からになるのは、何か理由があるのか。</p>	<p>7月は定期昇給があり、同時に実施すると特別昇給の効果がわかりにくい。今回の特別昇給は、若年層に偏った内容であった給与改定において、賃上げの効果を実感できなかった中堅層の離職防止やモチベーション維持を目的としている。その効果をより実感してもらうべく、10月からの実施とした。</p>
<p>ベテラン職員は号給が高いため、間差額が小さく、昇給の効果が少ない。この層に対する対応は何かできないか。</p>	<p>定期昇給時には勤務評定がS評価でも+2号であるところ、今回は6号の昇給であり、相当な取組であると考えている。物価高騰により企業経営も厳しい中、何とか措置するものであり、理解願いたい。</p>
<p>特別昇給を加味しても、地域手当が2%引き下げになれば、結局、給与月額が減ることになる職員が存在する。全員が増額になるような号数にできないのか。</p>	<p>今回の特別昇給は、本市のラスパイレス指数が低いことを踏まえ、離職防止の観点からも、給与水準を引き上げるために実施するものである。地域手当の引き下げの対案ではない。 また、給料表の最高号給に位置する職員は、それ以上昇給できないため特別昇給制度では工夫のしようがない。</p>

問題解決の方向性

1月31日に妥結することとなった。

2 継続協議案件について

継続協議案件である「地域手当の支給割合の改定」及び「令和7年度 会計年度任用職員の報酬改定」について、次のとおり協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>これまで主張しているとおおり、地域手当については、10%を維持すべきである。引き下げを回避することはできないのか。</p>	<p>今回は引き下げだが、今後引き上げとなる可能性もある。近隣自治体と比較すると、不合理と感じる点もあるかもしれないが、これまでから国に準拠してきており、それ以外に支給率を決める基準を設けるのは困難である。</p>
<p>人勧どおりであれば、令和8年度に地域手当は2%引き下げになる。その場合、今年度の給与改定や提案のあった特別昇給を含めても、最終的には給与月額が減ることになる者が出る。物価高騰により生活が厳しく、世間では軒並み賃上げが行われるような状況の中で、賃金が減ることはありえない。せめて1%の引き下げにとどめる考えはないのか。</p>	<p>市長事務部局においては、令和8年度の2%引き下げの提案まで行っているが、公営企業局では、来年度の1%引き下げのみの提案である。我々としては、物価や民間賃金の上昇といった社会情勢の中で、2年後さらに引き下げるという判断を今すべきではなく、来年度の給与改定等の状況を見て判断する必要があると考えている。ただ一方で、人事異動がある中で、</p>

	市長事務部局と給与制度が違うといったことは避けなければならない。
では、なぜ市長事務部局と同様に、今年度に2%引下げの提案をしないのか。	当局の考え方の違いによるものである。最終的には給与制度は市長事務部局と合わさざるを得ないと考えているが、こちらとしては、あくまで来年度の賃上げ等の状況を見て判断すべきものと考えている。

問題解決の方向性

1月31日に妥結することとなった。

以 上

昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定について（メモ）

R7. 1. 14

1 改定内容

- (1) 昇格時号給対応表
別紙1のとおり改定する。
- (2) 降格時号給対応表
別紙2のとおり改定する。

2 適用日

令和7年4月1日

3 諾否期限

令和7年1月31日

以 上

＜企業一般職給料表 昇格時号給対応表＞

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	2	1
24	4	1	3	1
25	5	1	4	1
26	6	1	5	1
27	7	1	6	1
28	8	1	7	2
29	9	1	8	3
30	10	1	9	4
31	11	1	10	5
32	12	1	11	6
33	13	2	12	7
34	14	3	13	8
35	15	4	14	9
36	16	5	15	10
37	17	6	16	11
38	18	7	17	12
39	19	8	18	13
40	20	9	19	14
41	21	10	20	15
42	22	11	21	16
43	23	12	22	17
44	24	13	23	18
45	25	14	24	19
46	26	15	25	20
47	27	16	26	21
48	28	17	27	22
49	29	18	28	23
50	30	19	29	24
51	31	20	30	25
52	32	20	31	25
53	33	21	31	26
54	34	21	32	26
55	35	22	32	27
56	36	22	33	27
57	37	23	33	28
58	37	23	34	28
59	38	24	34	29
60	38	25	35	29
61	39	26	35	29
62	39	27	35	30
63	40	28	36	30
64	40	28	36	30
65	41	29	36	31
66	41	29	37	31
67	42	30	37	31
68	42	30	37	32
69	43	31	38	32
70	43	31	38	32
71	44	32	38	33
72	44	32	39	33
73	45	32	39	33
74	45	32	39	33
75	45	33	39	34
76	46	33	40	34
77	46	33	40	34
78	46	33	40	34
79	47	34	40	35
80	47	34	41	35
81	47	34	41	35

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
82	48	34	41	35
83	48	35	41	36
84	48	35	42	36
85	49	35	42	36
86	49	35	42	36
87	49	36	42	37
88	50	36	43	37
89	50	36	43	38
90	50	36	43	38
91	51	37	43	39
92	51	37	44	39
93	51	37	44	40
94		37	44	40
95		38	44	41
96		38	45	41
97		38	45	42
98		38	45	43
99		39	45	44
100		39	45	45
101		39	46	46
102		39	46	47
103		40	46	48
104		40	46	49
105		40	46	50
106		40	46	51
107		41	47	52
108		41	47	53
109		41	47	54
110		41	47	55
111		42	47	56
112		42	47	57
113		42	48	58
114		42	48	59
115		43	48	60
116		43	48	61
117		43	48	62
118			48	63
119			49	64
120			49	64
121			49	65
122			49	65
123			49	66
124			49	66
125			50	67
126			50	67
127			50	68
128			50	
129			50	
130			50	
131			51	
132			51	

<企業一般職給料表 降格時号給対応表>

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	32	22	27
2	22	33	23	28
3	23	34	24	29
4	24	35	25	30
5	25	36	26	31
6	26	37	27	32
7	27	38	28	33
8	28	39	29	34
9	29	40	30	35
10	30	41	31	36
11	31	42	32	37
12	32	43	33	38
13	33	44	34	39
14	34	45	35	40
15	35	46	36	41
16	36	47	37	42
17	37	48	38	43
18	38	49	39	44
19	39	50	40	45
20	40	52	41	46
21	41	54	42	47
22	42	56	43	48
23	43	58	44	49
24	44	59	45	50
25	45	60	46	52
26	46	61	47	54
27	47	62	48	56
28	48	64	49	58
29	49	66	50	61
30	50	68	51	64
31	51	70	53	67
32	52	74	55	70
33	53	78	57	74
34	54	82	59	78
35	55	86	62	82
36	56	90	65	86
37	58	94	68	88
38	60	98	71	90
39	62	102	75	92
40	64	106	79	94
41	66	110	83	96
42	68	114	87	97
43	70	117	91	98
44	72	117	95	99
45	75	117	100	100
46	78	117	106	101
47	81	117	112	102
48	84	117	118	103
49	87	117	124	104
50	90	117	130	105
51	93	117	132	106
52	93	117	132	107
53	93	117	132	108
54	93	117	132	109
55	93	117	132	110
56	93	117	132	111
57	93	117	132	112
58	93	117	132	113
59	93	117	132	114
60	93	117	132	115
61	93	117	132	116
62	93	117	132	117
63	93	117	132	118
64	93	117	132	120
65	93	117	132	122
66	93	117	132	124
67	93	117	132	126
68	93	117	132	127
69	93	117	132	127
70	93	117	132	127
71	93	117	132	127
72	93	117	132	127
73	93	117	132	127
74	93	117	132	127
75	93	117	132	127
76	93	117	132	127
77	93	117	132	127
78	93	117	132	127
79	93	117	132	127
80	93	117	132	127
81	93	117	132	127

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
82	93	117	132	127
83	93	117	132	127
84	93	117	132	127
85	93	117	132	127
86	93	117	132	127
87	93	117	132	127
88	93	117	132	127
89	93	117	132	127
90	93	117	132	
91	93	117	132	
92	93	117	132	
93	93	117	132	
94	93	117	132	
95	93	117	132	
96	93	117	132	
97	93	117	132	
98	93	117	132	
99	93	117	132	
100	93	117	132	
101	93	117	132	
102	93	117	132	
103	93	117	132	
104	93	117	132	
105	93	117	132	
106	93	117	132	
107	93	117	132	
108	93	117	132	
109	93	117	132	
110	93	117	132	
111	93	117	132	
112	93	117	132	
113	93	117	132	
114	93	117	132	
115	93	117	132	
116	93	117	132	
117	93	117	132	
118		117	132	
119		117	132	
120		117	132	
121		117	132	
122		117	132	
123		117	132	
124		117	132	
125		117	132	
126		117	132	
127		117	132	
128		117		
129		117		
130		117		
131		117		
132		117		

電気主任技術者の処遇改善の実施について（メモ）

R7. 1. 14

1 趣旨

電気主任技術者の確保及びその職責を踏まえ、以下の対象者について処遇改善を実施する。

2 対象者

電気主任技術者の補職が発令されている職員

3 内容

期末手当及び勤勉手当に係る役職者加算の率について、期末手当及び勤勉手当に係る基準日時点において電気主任技術者の補職が発令されている職員にあっては、当該職員の等級等により決定される率に、3%を加えた率とする。

4 実施時期

令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当から対象とする。

5 諾否期限

令和7年1月31日

以 上

限定特別昇給の実施について（メモ）

R7. 1. 24

1 趣旨

これまでの若年層を中心とする処遇改善策により、若年層の給与水準は着実に回復しつつある一方、中堅層については依然として低位な状態が続いており、職員の離職防止・モチベーション維持のためには当該層に対しても一定の措置が必要と考えられることから、給料表における級ごとの給与水準を考慮した上で限定特別昇給を実施する。

2 対象職員及び昇給号給数

企業一般職給料表	
1 級	0 号給
2 級	3 号給
3 級	6 号給
4 級	6 号給
5 級	6 号給

企業技能労務職給料表	
1 級	—
2 級	—
3 級	6 号給
4 級	6 号給

※ 再任用職員を除く。

※ 令和7年度の人事評価結果において、マイナス評価を受ける職員には適用しない。

3 実施時期

令和7年10月1日

4 諾否期限

令和7年1月31日

以 上

◎妥結事項

11月7日、14日、1月14日及び24日の交渉の結果を受けて、次の項目について、令和7年1月31日に妥結に至った。

1 地域手当の支給割合の改定について

(1) 内容

令和7年度の支給割合を10%から9%に改定する

(2) 実施時期

令和7年4月1日

2 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定について

(1) 改定内容

昇格時号給対応表及び降格時号給対応表については、令和7年1月14日付メモのとおり、それぞれ改定する。

(2) 適用日

令和7年4月1日

3 電気主任技術者の処遇改善の実施について

(1) 内容

期末手当及び勤勉手当に係る役職者加算の率について、期末手当及び勤勉手当に係る基準日時点において電気主任技術者の補職が発令されている職員にあっては、当該職員の等級等により決定される率に、3%を加えた率とする。

(2) 実施時期

令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当から対象とする。

4 限定特別昇給の実施について

(1) 対象職員及び昇給号給数

企業一般職給料表	
1級	0号給
2級	3号給
3級	6号給
4級	6号給
5級	6号給

企業技能労務職給料表	
1級	—
2級	—
3級	6号給
4級	6号給

※ 再任用職員を除く。

※ 令和7年度の人事評価結果において、マイナス評価を受ける職員には適用しない。

(2) 実施時期

令和7年10月1日

5 令和7年度 会計年度任用職員の報酬改定について

(1) 改定内容

会計年度任用職員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

①非常勤行政事務員

	採用基準学歴			本市行政事務 員として の経験年数	R6改定	R7改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
採用時 年齢 (歳)	18. 19. 20	-	-	→ 1年目	169,510	167,970	△ 1,540	△ 0.91
	21. 22. 23	-	-	→ 2年目	174,570	172,990	△ 1,580	△ 0.91
	24以上	20. 21. 22	-	→ 3年目	180,180	178,550	△ 1,630	△ 0.90
	-	23. 24. 25	-	→ 4年目	185,680	184,000	△ 1,680	△ 0.90
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→ 5年目	191,070	189,340	△ 1,730	△ 0.91
	-	29以上	25. 26. 27	→ 6年目	193,270	191,520	△ 1,750	△ 0.91
	-	-	28. 29. 30	→ 7年目	196,570	194,790	△ 1,780	△ 0.91
	-	-	31. 32. 33	→ 8年目	199,760	197,950	△ 1,810	△ 0.91
	-	-	34. 35. 36	→ 9年目	202,180	200,350	△ 1,830	△ 0.91
	-	-	37以上	→ 10年目	204,820	202,960	△ 1,860	△ 0.91
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。				11年目	207,790	205,910	△ 1,880	△ 0.90
				12年目	210,100	208,190	△ 1,910	△ 0.91
				13年目	212,190	210,270	△ 1,920	△ 0.90
				14年目	213,400	211,460	△ 1,940	△ 0.91
				15年目	214,500	212,550	△ 1,950	△ 0.91
				16年目	215,490	213,540	△ 1,950	△ 0.90
				17年目	216,260	214,300	△ 1,960	△ 0.91
				18年目	217,030	215,060	△ 1,970	△ 0.91
				19年目	217,800	215,820	△ 1,980	△ 0.91
				20年目	218,570	216,590	△ 1,980	△ 0.91
				21年目	219,340	217,350	△ 1,990	△ 0.91
				22年目	220,110	218,110	△ 2,000	△ 0.91
				23年目	220,880	218,880	△ 2,000	△ 0.91
				24年目	221,650	219,640	△ 2,010	△ 0.91
				25年目	222,420	220,400	△ 2,020	△ 0.91
				26年目	223,190	221,170	△ 2,020	△ 0.91
				27年目	223,960	221,930	△ 2,030	△ 0.91
				28年目～	224,730	222,690	△ 2,040	△ 0.91

②非常勤事務補助員

採用時 年齢 (歳)		本市非常 勤事務補 助員とし ての経験 年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
18. 19. 20	→	1年目	182,600	180,940	△ 1,660	△ 0.91
21. 22. 23	→	2年目	183,700	182,030	△ 1,670	△ 0.91
24以上	→	3年目	184,800	183,120	△ 1,680	△ 0.91
		4年目	185,900	184,210	△ 1,690	△ 0.91
		5年目	187,110	185,410	△ 1,700	△ 0.91
		6年目	188,320	186,610	△ 1,710	△ 0.91
		7年目	189,420	187,700	△ 1,720	△ 0.91
		8年目～	190,410	188,680	△ 1,730	△ 0.91

③非常勤OB事務員

改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
166,700	165,190	△ 1,510	△ 0.91

2 適用日

令和7年4月1日